

福祉車両貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、車いす使用者や外出困難で家にこもりがちな高齢者・障がい者等の生活圏の拡大や積極的な社会参加を促進し、もって高齢者・障がい者等の福祉増進と地域福祉活動の推進に寄与することを目的として、福祉車両（以下「車両」という）を無料で貸出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出車両）

第2条 車両は次のとおりとする。

車両の名称	仕 様
トヨタ ノア	■車いす1台仕様 ■車いす利用時定員 6名+車いす1名 ■ワンボックスタイプ／4WD／オートマチック車 ■ETCあり
ダイハツ アトレー	■車いす1台仕様 ■車いす利用時定員 3名+車いす1名 ■ワンボックスタイプ【軽乗用車】／4WD／オートマチック車 ■ETCなし
ダイハツ ハイゼット	■車いす1台仕様 ■車いす利用時定員 3名+車いす1名 ■ワンボックスタイプ【軽乗用車】／4WD／オートマチック車 ■ETCなし

（利用対象者）

第3条 車両の利用者は永平寺町在住で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）高齢や障害等により、常時車いすを必要とする者
- （2）疾病等で一時的に車いすを必要とする等、車両を使用しなければ外出が困難な者
- （3）他人や社会に貢献することを目的とした、公益性を有する非営利の活動を行っている、または行おうとする団体や個人。なお、団体の場合は活動目的を定めた規約等の提出を必要とする。
- （4）前3号のほか、会長が特に必要と認めた団体や個人

(利用手続き等)

第4条 車両を利用しようとする際は、利用日の7日前までに福祉車両借用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

2 車両の利用者は、永平寺町社会福祉協議会(以下「社協」という)会長に福祉車両利用に関する申請書と誓約書を提出する。

3 利用期間は原則1泊2日を限度とし貸出、返却時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

4 申請の受付は3ヶ月前から行う。

5 第3条第3号に規定の団体の活動内容において、継続的な車両利用を希望する場合は、福祉車両借用申請書(様式第1号)に代えて福祉車両特別借用申請書(様式第2号)を提出し、福祉車両特別利用許可書(様式3号)により許可を得た場合に限り、年度を通して恒常的に利用することができる。

(運転者)

第5条 初回利用の運転者は、事前に社協より操作研修および遵守事項の説明を受けるとともに、運転免許証の写しを添付しなければならない。

2 車両の運転及び乗降装置の操作は、運転者に限定するものとする。

3 道路交通法で運転が制限されている者は、運転者として認めないものとする。

(利用の制限)

第6条 利用申込みがあった場合で次の各号に該当するときは、利用を制限することができる。

(1) 年末年始等で本会が車両管理できないとき

(2) 本会で車両の利用予定があるとき

(3) 本会の定める福祉車両貸出要綱または福祉車両利用に関する誓約書の遵守事項に違反があった場合

(利用に関する注意事項)

第7条 車両の利用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 申請目的以外の使用又は、第三者へ転貸してはならない。

(2) 利用者は、責任を持って車両を保管し使用しなければならない。なお、保管・使用中に、故意又は過失によって人的、物的事故の発生又は、紛失した場合は、速やかに社協に報告すると共に、原形に復するなど弁償の責任を負うものとする。ただし、社協会長の認めたものについては、本会が加入する自動車

損害賠償責任保険及び自動車保険からの保険の補償範囲内において、損害賠償に充当する。

（３）車両の使用に関わる有料道路代・燃料費は利用者が負担するものとし、返車時には必ず燃料を補給しなければならない。

（４）運転者は使用にあたり必ず始業点検を行わなければならない。また、使用者は責任をもって返車時に車内清掃を行わなければならない。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか必要なことは、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年 ７月１８日より施行する。

この要綱は、令和２年 ７月１日より一部改正施行する。

この要綱は、令和３年 ９月１日より一部改正施行する。